本邦港灣に於ける報時信號

長崎稅關報時觀測所　有田邦雄

航海する船舶が精確なる時を必要とすることは言ふまでもない．之が爲に船舶は航海中に於ては無線電信により，碇舶中に於ては報時信號によつて受時することになつてゐる．

本邦に於て報時球の設備のあるのは稅關港務部の所在地で，横濱，神戸，大阪，門司及び長崎で，報時燈の設備のあるのは神戸及び長崎であつて，報時球は晝，報時燈は夜の信號である．

報時球の中横濱，神戸に於けるものは明治36年三月より，門司に於けるものは數年遲れて明治41年六月より，更に長崎に於けるものは明治45年より施行され，最後に大阪のは大正11年中施行されてゐる．就中長崎以外の4球は何れも東京天文臺と電結（正午の5分前になると，東京天文臺――東京中央電信局――報時球所在地電信局――報時球裝置を電線を以て接續し）して天文臺より直接斷電して落球するのである．獨り長崎に於ける報時球は其設立の當時電結に不完あるべきを憂ひ，報時所の構内に天體觀測の設備をしてゐるので，之によつて精確なる時を定めて直接落球する樣になつてゐる．

報時燈信號は長崎にては報時球所在地に設備し大正12年六月より開始し，每夜午後9時を信號し，神戸に於けるものは海洋氣象臺にあつて長崎のと相前後して開始し，每夜午後9時20分を信號してゐる．

次に關稅法規より報時信號の方法を拔記すれば次の如し．

◎報時信號ニ關スル件　昭和2年四月 遞信省告示第938號　改正 昭和8年十一月 第248號

開港港則施行規則第47條ニ依リ報時信號ノ方法左ノ通定メ昭和2年四月20日ヨリ之ヲ施行ス

報時信號ハ每日（但シ横濱，神戸，大阪及門司ニ在リテハ日曜日及一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ヲ除ク）本邦中央標準時12時（正午）卽綠威平時3時ニ報時球ニ依リ之ヲ施行シ長崎ニ在リテハ更ニ本邦中央標準時（午後9時）卽綠威平時12時ニ報時燈ニ依リ之ヲ施行ス

報時球

1. 報時球ハ報時檣ニ裝置シ球ハ中央ニ白色横線一條ヲ畫シテ赤色ニ檣ハ白色ニ塗裝ス

報時球ノ位置（水路部刊行海圖ニ依ル）左ノ如シ

横濱ニ在リテハ東經139度38分55秒，北緯35度26分42秒
神戸ニ在リテハ東經135度11分41秒，北緯34度40分58秒
大阪ニ在リテハ東經135度25分56秒，北緯34度38分57秒
長崎ニ在リテハ東經129度52分21秒，北緯32度43分43秒
門司ニ在リテハ東經130度57分39秒，北緯33度56分26秒

2. 球ハ常ニ之ヲ檣ノ下部横桁上若クハ之ニ相當スル箇所ニ据置キ正午約5分前檣ノ上部横桁下ニ引揚ケ正午降下ス(降下シ始ムル瞬時ヲ以テ正午トス)

3. 前項信號ニ過誤アリタルトキハ檣ノ横桁ニ國際信號旗Wヲ掲揚ス但シ此場合長崎ニ在リテハ前項ノ方法ニ準シ更ニ午後1時ニ信號ヲ執行ス

4. 故障ニ依リ報時信號ヲ爲スコトヲ得サルトキハ檣ノ横桁ニ國際信號旗Dヲ掲揚ス

報　時　燈

1. 報時燈ハ報時檣ニ隣近セル信號柱ニ裝置シ3個ノ綠燈ヲ以テ三角形ヲ表示ス

2. 報時燈ハ之ヲ午後9時約5分前ニ點燈シ引續キ約2分間反復明滅シ其ノ後不動トナシ同9時0分消燈ス但シ不動點燈中午後8時58分同8時59分ノ2回ニ豫備信號トシテ瞬時消燈ス

3. 前項信號ニ過誤アリタルトキハ同燈ヲ午後9時0分10秒ヨリ30秒間反復明滅シタル後前項ノ方法ニ準シ更ニ午後9時30分ニ信號ヲ執行ス

4. 故障ニ依リ報時信號ヲ爲スコトヲ得サルトキハ報時燈ヲ點燈セス

以上の通りで，長崎の報時信號は單獨に出來る結果として，報時球信號の場合には次の2つの特色を有してゐる．

1. 年中休みなし

2. 過誤ありたる場合にも更に午後1時に再演なし得ること

報時燈信號は長崎の特色で，神戸や大連の樣に大仕掛けのものではないが，第2項の最初の2分間の明滅を以て存在を認めしめ，不動3分間の中の2回の豫備信號によつて本信號の見取りに便ならしめてゐる．